# 法令に定める情報の公表

## 〈学校教育法施行規則〉(抜粋)

#### 第百七十二条の二

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする

- 一 <u>大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関す</u> ること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 <u>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者</u> 数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 法学部: <a href="http://www.hiu.ac.jp/education/law/index.html">http://www.hiu.ac.jp/education/law/index.html</a> スポーツ健康学部: <a href="http://www.hiu.ac.jp/education/sports/">http://www.hiu.ac.jp/education/sports/</a>
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舍等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする

### 〈教育職員免許法施行規則〉(抜粋)

#### 第二十二条の六

認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものと する

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
- 二 <u>教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担</u> 当する授業科目に関すること
- 三 <u>教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計</u> 画に関すること
- 四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
- 五 卒業者の教員への就職の状況に関すること
- 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする 1

<財務諸表等の情報の公表(私立学校法第 47 条、第 63 条の 2)>(抜粋) 第四十七条

学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

#### 第六十三条の二

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない

- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規 定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類 の内容
- 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給 の基準

〈大学等における修学支援に関する法律施行規則〉(抜粋)

#### 第七条

文部科学大臣は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該確認を受けた大学等の設置者に通知するものとする。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により確認をした旨の通知を受け、又は第五条第三項の規定により 更新確認申請書を提出したときは、遅滞なく、当該確認に係る確認申請書又は当該更新確認申請書(いず れも様式第二号の申請書の部分に限る。)をインターネットの利用により公表するものとする。 (確認要件を満たさなくなった場合等の届出)